

「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、令和7年10月3日～5日の日程で、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）の美術館・博物館等が同時期に一斉に無料開放することにより、気軽に文化資源に接する機会を提供して地域住民に体感していただく「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」業務（以下「業務」という。）を委託しようとする場合において、企画提案コンペの実施に関する必要な事項を定めるものとする。

当業務の実施によって、①実施期間中の交流人口の拡大、②各参加施設の認知度向上、③阪神南地域のイメージアップを図ることを目的とする。

2 事業委託の対象者

（1） 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団・公益財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）であること。
- ② 国の地方機関、地方公共団体等の観光に関する事業の実績を有する事業者等であること。
- ③ 総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金等口座振込書及び社会保険料等手続き書類等の労働関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、本事業に係る経理処理について、通帳口座等を他の事業と区分して作成するなど、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。
- ④ 事業の実施にあたり、県との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

（2） 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、県が委託する事業として公共性があること。

4 事業費

総事業費は 3,300 千円（消費税込）。ただし消費税率は 10%とすること

※業務に係る予算が議決され、執行が可能となることを条件として付す。また、予算の範囲内で 1 事業者と契約する予定。

5 事業期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日とする。

6 対象経費等

(1) 対象となる経費

① 事業実施に係る経費

印刷費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、イベント等運営経費、その他事業実施に必要な経費

② ①の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費（軽微な場合を除く。）、その他事業との関連性が認められない経費

領収書がない等、使途が不明な経費、事業実施期間外に支払った経費は対象外とする。

7 実施スケジュール

本業務にかかるスケジュールは次のとおりとする。

公募開始	令和 7 年 2 月 27 日（木）
質問受付締切	令和 7 年 3 月 6 日（木） 午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 3 月 10 日（月）を予定
応募書類提出期限	令和 7 年 3 月 13 日（木） 午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 3 月 24 日（月）を予定
選考結果通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）を予定
契約締結	令和 7 年 4 月 1 日（火）

8 企画提案にかかる手続き

(1) 提出及び問い合わせ先

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室 県民課
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8
TEL 06-6481-7682（直通） FAX 06-6481-4387
E-mail:hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

① 配布方法

兵庫県公式ホームページに掲載、又は前記（1）「提出及び問合せ先」で配布する。

* トップページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) → 「記者発表」 (公募開始日と同日の記者発表資料参照)

② 配布期間

令和7年2月27日(木) から3月13日(木)

* 上記「(1) 提出及び問合せ先」での配布の場合は、平日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(3) 応募方法

① 受付期間

令和7年2月27日(木) から令和7年3月13日(木) までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く)

② 受付方法

応募書類は、原則として、事務局に持参又は郵送すること。郵送する場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年3月13日(木) 午後5時までに事務局に到達するように提出すること。

※FAX、電子メールでの提出は不可。

(4) 募集要項の内容に関する質問は、次のとおり対応する。

① 受付期間

令和7年2月27日(木) から令和7年3月6日(木) 午後5時まで

② 質問方法

電子メールにより提出。(注) 電話での問い合わせは受け付けない。

③ 提出先

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室 県民課
E-mail:hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

④ 回答方法

電子メールにより回答する。

同種の質問が想定されるものについては、他の応募者に対して、随時電子メールにより連絡する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 件名に「【質問】阪神南地域オープンミュージアム企画提案」と明記すること。

(5) 提出書類

この募集要項のほか、業務仕様書、様式、補足資料等の関連資料に基づき作成のうえ、提出すること。なお、提出書類については、企業名(ロゴ等含む)の記載は可能とする(任意)。

① 応募申請書(様式1)

② 提案者概要(様式1付表)

③ 事業概要(任意様式)

④ 企画提案書(任意様式)

⑤ 経費積算見積書(様式2)

⑥ その他提案内容を説明する書類(任意様式)

⑦ 誓約書(様式3)

⑧ 添付書類

- ア 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- イ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3箇月以内のもの）
- ウ 都道府県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3箇月以内のもの）。ただし、都道府県税については契約当事者となる事業所が所在する都道府県による証明書類、消費税及び地方消費税については本店又は主たる事業所の所在地を管轄する税務署による証明書類とする。なお、証明書類は、令和6年度分の兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しの提出に代えることが出来る。
- エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- オ 直近2年間の収支決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）

（6） 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。

（7） 応募に関する留意事項

応募受付後、電話等で事業内容等を確認する場合があるため、応募団体における担当者名の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なものを記入すること。

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

（8） 審査方法

「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」企画提案審査会を設置し、審査のうえ、事業者を選定する。

9 対象事業（受託事業者）の選定

（1） 選定方法

応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容などにポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

- ① 基本事項：事業内容、実施方法の妥当性や実行可能性など
- ② 事業効果：参加施設への年間来館者数の増加など
- ③ 効 率 性：費用対効果、事業の効率性
- ④ 実施体制：事業の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込など
- ⑤ そ の 他：事業を遂行するに当たっての創意工夫など

（2） 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず文書により通知する。

（3） 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2 事業委託の対象者」に該当しない場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 審査会委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 応募提案において業務仕様書に規定する総事業費（消費税込）を超過した場合。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

（4） その他

必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

12 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

13 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を県に提出する。
- (2) 事業の進捗状況等については、随時報告を求める場合がある。

14 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

15 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者等は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

16 その他の留意事項

(1) 財産の取得制限等

① 機械・設備等の備品（100 千円以上）は、原則リース又はレンタルにより対応すること。

② 購入した財産については、県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。

(2) 事業の実施に伴う収入

委託事業の実施により発生した収入は、本事業に充当すること。

(3) その他

事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

1 7 問合せ先、書類提出先

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室 県民課

〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8

TEL 06-6481-7682（直通）

FAX 06-6481-4387

Email : Hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp